

事 務 連 絡
平成21年5月12日

各県立学校長 様
各教育機関の長 様
各教育事務所長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ「県内発生期」における公立学校等の対応について
(通知)

今回の新型インフルエンザ（ブタ由来・H1N1型）に関しては、当初想定していた高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）と比較すれば病原性が強くないと見られており、国においても既定の行動計画やマニュアルを一律に適用するのではなく、柔軟に対応することが検討されているところです。

つきましては、島根県教育委員会が策定した「公立学校等における対応マニュアル」のうち「県内発生期」における公立学校等の対応についても、別紙（案）のとおり運用する予定ですのでご承知ください。

なお、今後国において全国統一的な対応方針が示されることがあれば、別紙（案）との整合性を検討いたしますが、特段の矛盾が生じない場合には、別紙（案）のとおり運用する予定ですのでご承知おきください。

事 務 連 絡
平成21年5月12日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ「県内発生期」における公立学校等の対応について
(通知)

このことについて、別紙のとおり各県立学校長及び教育機関の長あて通知しましたのでご承知おきください。

今回の通知は、島根県教育委員会が定めた「公立学校等における対応マニュアル」では、「県内発生期」においては県内すべての県立学校を臨時休業することとしていますが、これを一部修正することとしたものです。

具体的には、別紙『「県内発生期」における公立学校等の対応について（案）」にあるとおり、県内発生期を「県内発生初期」と「県内感染拡大期」という二つの段階に分け、前者においては感染者等が確認された該当校のみを臨時休業させ、後者においては原則として県内すべての県立学校を臨時休業させることとしたものです。

また、同様の事態が市町村教育委員会所管の学校（幼稚園、小学校、中学校、高校）で発生した場合、県立学校と同様の措置を要請する予定ですので、申し添えます。